

平成31年3月28日  
川崎市立看護短期大学

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

所 属	川崎市立看護短期大学
職 位	准教授 (教員)
年 齢	59歳
性 別	男性
処分内容	停職3月
処分理由	<p>当該教員は、川崎市立看護短期大学教員に交付される研究交付金（以下「交付金」という。）を用いて、次の2件の学会等に参加したい旨の旅行（出張）命令の申請を上司に行い、その承認を受け、その後、それら旅行（出張）を実施した旨の復命を行ったが、実際には参加していなかった。</p> <p>1 平成29年12月16日、17日に宮崎県内で開催された倫理学の学会 2 平成30年2月12日に熊本県内で開催された倫理の公開講座</p> <p>また、1の宮崎での倫理学の学会について、平成30年6月に主催者に対して参加費として、現金を普通郵便で郵送し、その領収書を要求するなど、未実施の出張を隠蔽しようとする工作を行った。</p> <p>2の熊本での倫理の公開講座については、事前に主催者に対し公開講座に参加できないことをメールで伝え、併せて公開講座の資料の提供を求め、その資料を旅行（出張）復命の際に用い、未実施の出張をしたように偽った。</p> <p>なお、2件にかかる交付金は、その後の市の返還命令に基づき返還された。</p> <p>これらのほかにも、当該教員は、平成30年度において、上司に無断で5回勤務を欠いたほか、4回にわたり上司に無断で出張し、それら復命も行わなかった。</p> <p>これらのことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者として、教育公務員としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	平成31年3月28日
学長（坂元 昇 さかもと のぼる） のコメント	<p>社会の信用と付託を受けて高等教育を行う使命を担う大学の教員が、上司への虚偽報告や無断で勤務を欠くなどの行為を行ったことは誠に遺憾であり、本学学生、保護者、臨地実習協力施設、他大学、学会等、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。</p> <p>今後は、服務規律の徹底を図り、不祥事防止の徹底と信頼の回復に全力で取り組むとともに、学生への心のケアを含めた対応を、教員一同、しっかりと行ってまいります。</p>

<問い合わせ先>

川崎市立看護短期大学事務局長 田中  
044-587-3500

平成31年3月28日

川崎市立看護短期大学

## 学長（坂元 昇）のコメント

社会の信用と付託を受けて高等教育を行う使命を担い、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させ、その教育研究の成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与すべき大学の教員が、上司への虚偽報告、上司に無断で勤務を欠く、上司に無断で出張を行い、その復命も行わないなどの行為を繰り返し意図的に行っていたことは、本学に対する重大な背任行為であり、本学の信用を著しく傷つけた本学及び教職員全体にとって極めて不名誉な行為です。しかし、誠に残念ながら、現在に至るまで当該教員から正式な謝罪の言葉はございません。

本学教員は、単に教育職にあるだけでなく、地方公務員の身分にある教育公務員であることを踏まえれば、ことさらのことです。大学は、社会の信用と付託を受けて高等教育を行う使命を担っており、教育公務員の職にある本学教員がこのようなことを行っていたことは極めて遺憾であるとともに、本学学生、その保護者方、卒業生、看護実習協力施設、他大学、学会等、関係者、そして、何より市民の皆様、地域社会の皆様に対しまして心から深くお詫び申し上げます。

人の命を預かる看護という最も崇高で高い倫理性が求められる職業を目指す大学教育の中におきまして、皮肉にもその教育を担当する教員がこのような、あってはならない不正行為を起こしましたことについて、一番ショックを受けておりますのはとりもなおさず本学にて看護を学ぶ学生自身ではないかと思うと慙愧の念に堪えない次第であります。市長からも将来ある学生への対応をしっかりと行うよう強く指示されております。今後、教員一同、学生の心のケアも含めた対応をしっかりとやってまいりたいと存じます。

本学は、本件を真摯に受け止め、今後、二度とこのようなことのないよう、コンプライアンスの徹底、高い公務員倫理の確立、厳正な服務規律の確保、不祥事防止の徹底を図り、市民の皆様・地域社会の期待に応える大学人としての使命・自覚をもって、全学の教職員が一丸となって信頼の回復に全力で取り組んでまいります。